

1. 地域銀行の内部監査に関するモニタリングについて

- 地域銀行の内部監査について、本事務年度、内部監査関係資料を徴求・分析の上、経営陣から期待される役割の充足状況及び内部監査部門が抱える課題等について対話を実施してきた。
- 対話の結果、経営陣が内部監査の重要性をより強く認識し、積極的に関与している先については、経営監査の実現に向け、内部監査部門に対する専門人材等の経営資源の戦略的な配置、取締役会等での議論を踏まえたリスクベース監査の実施などが認められた。
- 一方、経営陣による関与が小さい先では、リスクベース監査となっておらず、規程の準拠性などの表層的な事後チェックといった限定的な監査にとどまっていた。
- 今後、必要に応じて、経営陣、社外取締役、監査役、監査（等）委員等の方々との対話の中でも、内部監査の高度化に向けた具体的な取組みについて議論したい。

2. 金融モニタリングにおけるデジタライゼーションに係る取組みについて（粒度の細かいデータの収集・利活用関係）

- 金融庁では、昨今のデジタライゼーションの進展状況等を踏まえ、平成29事務年度より、金融モニタリングの高度化・効率化の観点から、データ・IT活用等について様々な検討、取組みを行ってきたところ。
- まず、地域銀行の「法人向け貸出」及び「有価証券」については、現状の徴求データよりも粒度の細かいデータ（「明細データ」）を収集し、利活用することを検討している。目的としては、
 - （1） 地域を俯瞰した個別銀行に関するきめ細やかな情報把握・還元を通じて、将来を見据えた実りある対話を実現すること、
 - （2） 明細データと法人マイナンバーとの連携や、一部データの金融

庁以外の先での利活用により、地域金融機関の負担軽減を目指すこと、

の2点である。

- 明細データの整備に当たっては、地域銀行における実務を十分に踏まえる必要があるため、9月頃から地域銀行数行のご協力の下、実行可能性について協働して検証したいと考えている。今後、いくつかの銀行にご協力のお願いをさせて頂くので、前向きにご検討願いたい。
- また、金融庁にご報告頂いている徴求データについて、金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行に対する報告データとの整理・統合を日銀と協働で進めている。将来的には、当庁と日銀との間にデータを共有するためのシステムを構築することで、重複した報告がなくなるようにしたい。
- 更に、今後、デジタル化された情報の収集・蓄積・活用により金融機関におけるデータドリブンな経営が活発化することが予想される。そこで、当庁もこうした金融機関の変化に対し、IT等を活用し遅滞なく適切なモニタリングを行う必要があると考えている。
- このため、将来のデジタル化社会を見据え、金融機関と当局における情報の収集・蓄積・活用をめぐる様々な課題を解決し、双方にメリットのあるシステム(RegTech/SupTech エコシステム)の構築に向けて、検討を開始したいと考えている。
- 現状、エコシステムのコンセプトとして、金融機関の経営・内部管理と当局の金融モニタリング双方の、「実効性」、「効率性」があり、かつ、新たなプレイヤーとの接続等に対する「柔軟性」を有すること等が考えられるが、今後、そういった点も含め、官民協働で検討する場を設定したいと考えており、皆さまからも忌憚のないご意見を頂ければと思う。

3. 今事務年度のモニタリング結果について

- 地域金融機関には、地域企業の経営課題を的確に把握し、その解決に資するアドバイスやファイナンスの提供などの金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上を図り、ひいては地域経済の発展に貢献していくことが求められる。
また、そうした取組みが、金融機関自身にとっても継続的な経営基盤を確保する上で重要と考えている。こうした認識の下、今事務年度は、「金融仲介機能の発揮」と「健全性」の観点から、両者のバランスの取れた形で対話を実施することを心がけてきた。
- また、地域金融機関の経営トップとの対話を軸として、本部・営業店や社外取締役に加えて、地域の企業や団体など行内外の様々な階層と可能な限り幅広く対話するよう努めてきたところ。
- こうした中、今事務年度に、財務局が対話を行った複数の先からは、
 - ・ 当局作成資料に基づく有意義な意見交換ができ、当局の見方や考え方がよく分かった
 - ・ 話しやすい雰囲気での対話が進み、当行の考えも率直に話すことができたといった評価を頂いている。
- さらに、金融庁・財務局との対話を通じて、自ら「気づき」を得た地域金融機関も見られる。置かれた環境・取組内容の違いはあるにせよ、このような先に共通するのは、経営トップが主導して改革に取り組もうとしていることである。
- 今後もより多くの地域金融機関と対話の深度を深めてまいりたいと考えているが、そのためには、我々自身の対話能力の向上も必要。今事務年度は、各金融機関が経営理念を戦略としてどう具体化・実践しようとしているか、そのための人的リソースをどう確保しようとしているかなど、着実に結果を出しつつある事例を含めて我々の理解も進んできた実感している。

次事務年度も、こうした経験を活かしつつ、例えば、企業アンケート結果や金融仲介機能のベンチマーク等の客観的事実に基づく当局としての分析等を提示して対話するなど、引き続き、探究型対話の実践に取り組んでまいりたい。

- また、金融庁と財務局が連携して1つの地域金融機関と継続的に対話していく際には、それまでの対話内容をお互いに共有し、確実に引継いでいくことで、皆様方と対話を重ねるごとに一步一步と前進できるような対話を心がけていく。
- なお、有価証券運用に関して、今後、比較的金利の高い国債等の償還を迎え、収益への影響が大きいと想定される先も存在。これまでと同水準の利益を維持しようとするれば、これまで以上のリスクテイクを行わざるを得ず、こうした観点も踏まえ、当局としても引き続き適切にモニタリングしていく。

4. 頭取・社長以外の役員等との「対話」について

- 金融庁では、これまで、トップの皆様方とは、意見交換会で上京される機会等を捉え、対話を充実してきたところ、率直な意見交換ができており、非常に有意義と感じている。
- そこで、こうした対話を更に発展させ、トップだけでなく、その方針を実践する立場にある役員の方々とも行いたいと考えている。
- 具体的には、毎月数行程度、各行の役員にお集まりいただき、一定のテーマに基づいて議論や情報交換を行うことで、各行が抱える悩みや工夫について共有できる場を設けたいと考えている。
- その際には、金融庁からも、主任検査官等が議論に参加し、各行とのコミュニケーションをより一層図っていきたい。
- まずは第二地銀を対象とし、試行的に実施するが、こうした対話が有効であれば、対象を地銀全体に広げることも視野に、継続的に実施していきたい。

5. 信託兼営認可の審査について

- 高齢化に伴い、遺言信託や遺産整理など相続関連サービスの需要が増加し、近年、地域金融機関本体において信託兼営を目指す動きが増えている。
- 当庁が信託兼営認可を行うにあたっては、監督指針に基づき、人的構成に照らした業務遂行能力など各種基準を満たしているかについて審査を行っているが、各地域金融機関からこの審査の考え方について照会を受ける機会が多くなっており、改めてご説明したい。
- 監督指針では、「業務遂行能力の審査基準」の例として、「信託業務経験者等を配置する」旨を記載している。これはあくまで例示として示しているものであり、申請金融機関が行おうとする信託業務の規模や特性によって、求められる体制整備は異なることにご留意いただきたい。
- 今後、信託兼営を検討される銀行におかれては、監督指針に記載する審査基準を画一的に解釈するのではなく、当庁とも相談の上、適切に体制整備を行っていただくよう、お願いしたい。

6. ギャンブル等依存症対策推進基本計画について

- 政府の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が4月19日に閣議決定された。
- 全銀協においては、3月29日から貸付自粛制度の運用が開始された。個人信用情報センターに加盟している各金融機関におかれては、基本計画を踏まえ、店舗において周知用のチラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、制度の周知をお願いしたい。
- また、基本計画においては、各金融機関におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組みの検討が求められており、各金融機関におかれても協力願いたい。

7. 地域銀行の平成31年3月期決算について

- 実質業務純益は、有価証券利息配当金等が減少する一方、経費が減少したことにより、昨年とほぼ同水準であったものの、
- 当期純利益は、与信関係費用が拡大したことにより、対前年度比で約23%の減益（74行が減益）となっている。

8. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

- 5月31日、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。改正の概要は、以下の2点である。
 - ・ 銀行法等において開示が求められている「リスク管理債権」の区分等を、金融再生法において開示が求められている「再生法開示債権」の区分等に合わせ、一本化するもの（令和4年3月31日より適用）。
 - ・ 銀行等の収益指標の開示の充実及び利便性の向上を図るため、「業務純益」、「実質業務純益」、「コア業務純益」、「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」を法令上の開示項目とするもの（令和元年度より適用）。

（以 上）